

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 3 号

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 9 9 号を第 1 0 0 号とし、第 8 0 号から第 9 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 9 号の次に次の 1 号を加える。

(80) 甌ミュージアム運営協議会委員 日額 4, 7 0 0 円

第 2 条第 3 項中「第 1 項第 9 8 号及び第 9 9 号」を「第 1 項第 9 9 号及び第 1 0 0 号」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 9 3 号まで及び第 9 5 号から第 9 8 号」を「第 9 4 号まで及び第 9 6 号から第 9 9 号」に改め、同条第 3 項中「第 2 条第 1 項第 9 9 号」を「第 2 条第 1 項第 1 0 0 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。